

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

適用する使用者	<ul style="list-style-type: none">(1) 鉄道車両・同部分品製造業(2) 船舶製造・修理業、船用機関製造業(3) 航空機・同附属品製造業(4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業(5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)(6) (1) から (5) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所(7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から (5) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用除外労働者	<ul style="list-style-type: none">(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの(3) 次に掲げる業務に主として従事する者<ul style="list-style-type: none">イ 清掃、片付け又は賄いの業務ロ 塗装におけるマスクングの業務ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)